

---

---

# 吉川まちづくり応援寄附金協力事業者募集要項

---

---

平成27年10月

## 1 目的

まちづくりを応援しようとする個人及び団体から、寄附金を募り、寄附者の当市に対する思いを具現化し、活力あるまちづくりに資するとともに、事業者が一定の要件に該当する寄附者に特産品等を送付することにより、市の知名度を向上させ、及び地元事業者を活性化させることを目的とする。

## 2 募集の要件

### ○協力事業者

次の(1)～(10)のすべてに該当するもの

- (1) 本社若しくは本店、支社若しくは支店、事業所又は工場が市内にある法人又は個人事業者であること。
- (2) 市長から要請があったときに、速やかに特産品等を寄附者に送付できること。
- (3) 納期限の到来した市税を滞納していないこと。
- (4) 法令等を遵守した事業活動を行っていること。
- (5) 社会的な問題を起こしていないこと。
- (6) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）の規定による指名停止措置及び吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）の規定による指名除外措置を受けていないものであること。
- (8) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者で手続開始決定を受けていないものでないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者で手続開始決定を受けていないものでないこと。

### ○返礼品

次の(1)～(3)のいずれかに該当していること。

- (1) 市の名称、地名若しくは形状又は市を象徴する事項（市を象徴していることを表示し、又は市を象徴していることが明らかに判別できる物に限る。）を表示している商品であること。
- (2) 市内の店舗で直接手渡し、又は提供する商品又はサービスであること。
- (3) 次に掲げる要件を満たしている商品であること。

- ア 次のいずれかに該当すること。
  - (ア) 市内で生産された農産物であること。
  - (イ) 原材料の全部又は一部が市内で採取され、又は生産された物であること。
  - (ウ) 製作の工程の全部又は一部が市内で行われていること。
  - (エ) 市内の店舗のみで販売していること。
- イ 同種類の他の商品と比較して品質が優れていること。
- ウ 品質管理の手法が確立していること。
- エ 模造品及び類似品の発生しにくくなる措置が講じられていること。

### ○返礼品額の区分

寄附金額	送付し、又は提供する特産物 に対し市が負担する額（税込）
10,000円以上30,000円未満	5,000円
30,000円以上50,000円未満	15,000円
50,000円以上	25,000円

※市が負担する金額には送料等の送付に係る費用をすべて含む。

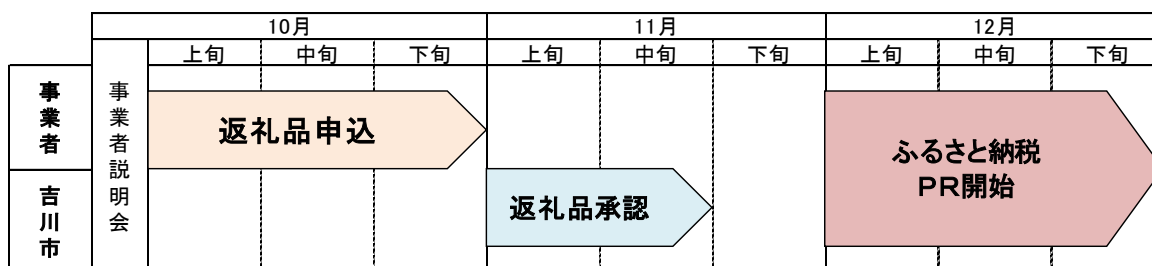
### 3 事業者のメリット

- (1) 市のホームページやふるさと納税に関するサイト、パンフレット等に特産品の画像・商品名、取扱い事業者名などが掲載されます。
- (2) 特産品の発送時に貴社パンフレットを同封していただくことで貴社商品のPRが可能です。

### 4 申込み期間

第一次募集 平成27年10月30日（金）まで

※12月1日の返礼品拡充スタート分とし、その後、定期的に募集いたします。

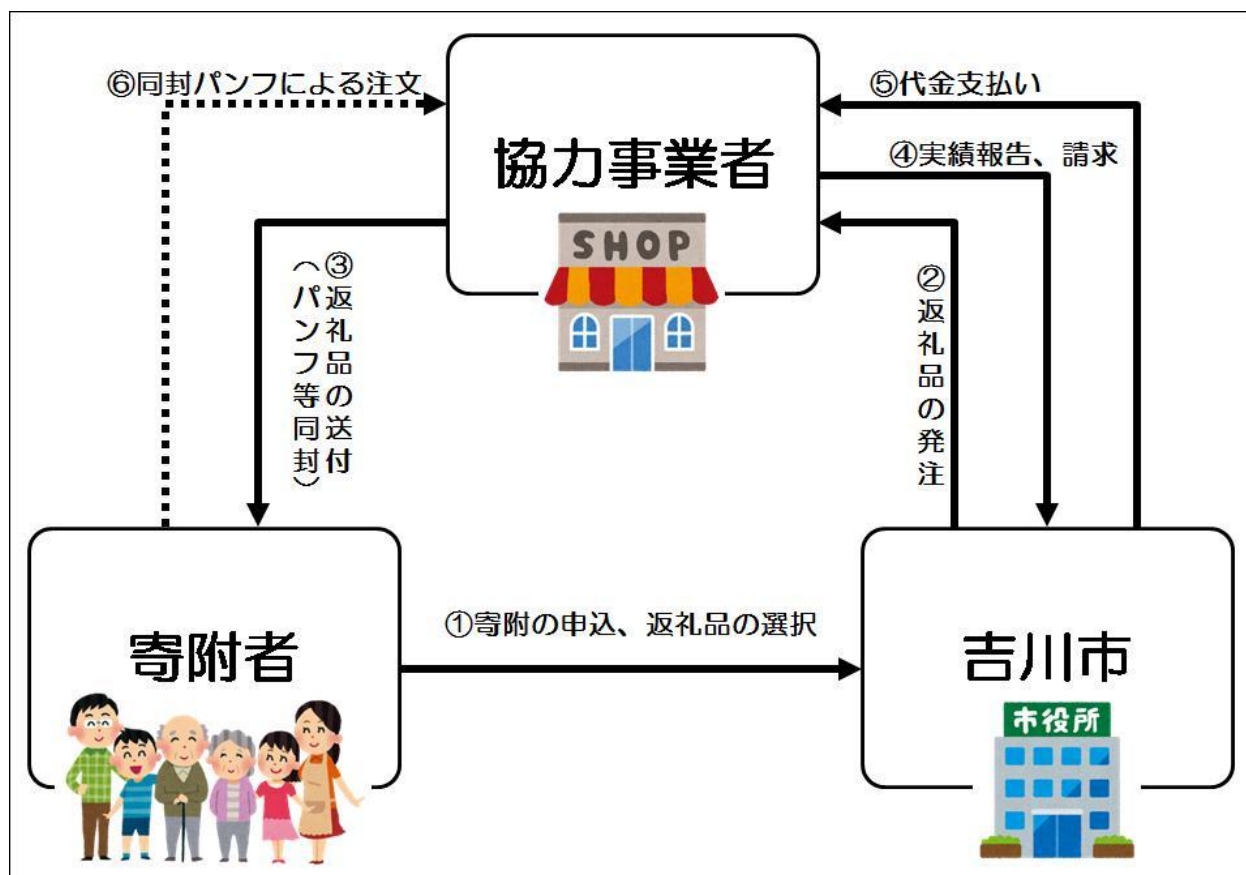


### 5 申込み方法

「協力事業者・返礼品申込書」に必要事項を記入し、提出書類を添付の上、政策室に提出してください。（直接、メール、郵送可）

審査後、返礼品としての採否について通知いたします。

## 6 寄附から返礼品提供のイメージ



寄附者からふるさと納税による寄附があった場合、寄附者に記念品を選択していただきます (①)。

市は、寄附者が希望する記念品を管理する協力事業者に、寄附者の連絡先情報等を提供します (②)。

記念品の送付は、協力事業者から直接寄附者に発送していただきます (③)。

その後、協力事業者は市に寄附者への送付が完了した旨の報告と商品代金等を月毎に取りまとめ、翌月の10日までに「特産物等送付・提供実績報告書兼請求書」にて請求していただきます (④)。

市は、「特産物等送付・提供実績報告書兼請求書」を受領後、30日以内に指定された金融機関へ口座振込にて代金をお支払いします (⑤)。

## 7 その他留意事項

- (1) 決定後に協力事業者又は返礼品が事業の目的にふさわしくないと認められた場合には、決定を取り消すことがあります。
- (2) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について市へ必ず報告をしてください。
- (3) 市が提供する個人情報を、記念品の発送時以外には使用できません。また、記念品の提供後速やかに提供された情報を破棄してください。
- (4) 各事業者から提供される返礼品の種類数により、1事業者あたりの提供返礼品種

類数を制限させていただく場合がございます。

## 8 お問い合わせ

---

返礼品の提供について、不明な点や商品についてのご相談がある場合は、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 【お問合せ先】

〒342-8501

吉川市吉川二丁目1番地1

吉川市政策室企画担当 担当：小林

電 話：048-982-9445

F A X：048-981-5392

E-Mail：[kifu@city.yoshikawa.saitama.jp](mailto:kifu@city.yoshikawa.saitama.jp)